

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成24年11月27日

火 曜 日

号 外(2)

## 目 次

### 選挙管理委員会告示

- 選挙を行うべき事由の発生 1
- 富山県議会議員補欠選挙（富山市第1選挙区）における立候補予定者事務説明会の開催
- 富山県議会議員補欠選挙（富山市第1選挙区）に伴う選挙人名簿登録 2

## 告 示

### 富山県選挙管理委員会告示第71号

選挙を行うべき事由の発生について

富山県議会議員（富山市第1選挙区選出議員）の欠員につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項第5号の規定により補欠選挙を行うべき事由が生じた。

平成24年11月27日

富山県選挙管理委員会

委員長 桃野忠義

### 富山県選挙管理委員会告示第72号

富山県議会議員補欠選挙（富山市第1選挙区）における立候補予定者事務説明会の開催について

平成24年12月16日執行予定の富山県議会議員補欠選挙（富山市第1選挙区）における立候補手続、選挙運動等について、次のとおり説明会を開催する。

平成24年11月27日

富山県選挙管理委員会

委員長 桃野忠義

- 1 日時 平成24年11月29日 午後1時30分
- 2 場所 富山県富山市新総曲輪4番18号 富山県民会館 504号室

### 富山県選挙管理委員会告示第73号

富山県議会議員補欠選挙（富山市第1選挙区）に伴う選挙人名簿登録について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、平成24年12月16日執行予定の富山県議会議員補欠選挙（富山市第1選挙区）に伴う選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成24年11月27日

富山県選挙管理委員会

委員長 桃野忠義

- 1 被登録資格の決定の基準となる日  
平成24年12月6日。ただし、年齢については、平成24年12月16日
- 2 登録を行う日  
平成24年12月6日
- 3 縦覧に供する期間  
平成24年12月7日